

平成27年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年12月3日（木曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 認定第 4号 平成26年度八丈町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 5号 平成26年度八丈町用品会計決算認定について
- 第 5 認定第 6号 平成26年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 7号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 8号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 9号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について
- 第 9 報告第 9号 平成26年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第10 報告第10号 平成27年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について
- 第11 発議第11号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の早期成立を求める意見書
- 第12 承認第12号 議員の派遣について（全国離島国家予算要望活動）
- 第13 承認第13号 議員の派遣について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第14 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
11番	山口英治君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	副町長	持丸 孝松 君
公営企業 管理者	關村 三男 君	教育長	佐藤 誠 君
消防長	瀬筒 穰 君	総務課長	山越 整 君
企画財政 課長	佐々木 眞理 君	主幹 (企画 財政課)	菊池 正勝 君
税務課長	奥山 勉 君	主幹 (税務課)	川上 明和 君
住民課長	佐藤 真一 君	福祉健康 課長	笹本 重喜 君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野 秀男 君	課長補佐 (福祉 健康課)	田村 久美 君
建設課長	八洲 進 君	主幹 (建設課)	菊池 良 君
産業観光 課長	奥山 拓 君	主幹 (産業 観光課)	笹本 博仁 君
企業課長	沖山 昇 君	病務院 事務長	和田 一宏 君
教育課長	福田 高峰 君	会計課長	浅沼 清 君
代表 監査委員	浅沼 孝彦 君	企画課 企画係 情報長	塩野 誠 君
企画 財政 主事	沖山 晃 君	総務課 庶務係 課長	山下 進 君
総務課 文書係 課長	沖山 美智 君	税務課 税係 課長	佐々木 まなみ 君
税務課 徴収係 課長	菊池 拓 君	住民課 住民係 課長	大澤 恒仁 君
住民課 医療年 金係 課長	土方 七重 君	住民課 環境係 課長	山路 樹一郎 君
住民課 浄化 係 課長	浅沼 洋介 君	福祉 健康 保健係 課長	佐々木 恒 君
建設課 建設係 課長	瀬筒 国治 君	建設課 管財係 課長	松代 純 君
産業 観光 産業係 課長	大川 和彦 君	産業 観光 獣医師 課長	浅沼 今日子 君

産業
観光課長
水産係

浅沼晶君

産業
観光課長
観光商
産業
観光係
教習係
生涯学
課習長

菅原宏幸君

教育課長
庶務係

菊池直貴君

菊池泰君

教育課
スポーツ
学習係長

関村優子君

事務局職員出席者

事務局長 浅沼房徳君

書記 高橋太志君

書記 菊池学君

書記 吉川元人君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、平成27年第四回八丈町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、2日目から継続といたしまして、日程第3、認定第4号 平成26年度八丈町一般会計決算認定について審議をいたします。

審議する前に、議長として一言申し上げます。

きのうも5番議員から、予算の執行が0というのを指摘されました。私も同じ気持ちで聞いておりました。やはり執行が0というのは、我々議会は、ここは審議する場所でございますので、そういうのがもう執行0ということになりますと、次年度からは不要だというふうにも理解されます。そういう意味で、もう少し行政側もご検討して、1年ぐらい休んで、そ

の1年間検討を重ねた結果、必要であれば再上程するとか、廃止するとか、そういうことを過去の例もございますので、私は来年度予算は休んでもらいたいと、そういうふうな考え方を持っております。

そういう意味で、きょうもそうですけれども、監査委員の方々にも申し上げます。やはり議会はちゃんとした日程で公表しておりますので、どうか欠席ということは今後とも慎んでいただきたいということを忠告しておきます。

また、議会事務局が監査事務局でございますので、26年度の決算上、0または50%以下の事業については、議会事務局が担当でございますので、局長のほうから26年度の0の執行状況をご報告させていただきます。

説明、議会事務局長。

○議会事務局長（浅沼房徳君） それでは、私のほうから報告させていただきますが、今議長のほうから50%以下という話があったけれども、今回は、すみません、50%以下ではなくて、この話が出たのは昨日ということもありまして、事業費が0となったもので、各課長に昨日調べていただきました。その結果を私のほうからとりまとめて報告させていただきます。

例えば農地リフレッシュ再生事業補助金など、事業が0になったものについては、これは補正予算で3月に既にご審議いただいておりますので、こういうものは報告より省略させていただきます。

また、事業はきちんと行ったんですが、例えばある一つの節で、郵便料も組んでいて、事業費も組んでいてという中で、事業はやったんですが郵便料だけ残ったとか、そういう事業についても、事業はやったということで省かせていただきます。

今のような2種類のを除きますと、決算書の27ページ、一般管理費の節の5、災害補償費というのが事業費が0になっています。このようなものについては、特殊な条件が発生したときに対応するために残してございます。この災害補償費というのは、職員が公務災害に遭って、そのために仕事を休まざるを得なくなった場合、このような場合には、職員は給与は支払われませんので、そのかわりに休業補償費としてこちらから支払うことになります。このようなものを除いては、今回、平成26年度の事業については、全く事業が0というのは、既に補正で減額したりなんかして残っておりませんでした。

あと、先ほどの災害補償費に似たようなものとして、保育園や学校などでけがをしたときの賠償金、あと行旅病人とか死亡人の場合の取扱費などがございますので、ご了承いただき

ますようよろしく申し上げます。

以上で私のほうからの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） お諮りします。

今の関係で、10番。

○10番（奥山博文君） 議長が、執行0の場合は1年休んでというご意見がありましたけれども、為朝凧のことだと思うんですけれども、これはやっぱり継続してこそ……

○議長（土屋 博君） だから検証してほしいということ。

○10番（奥山博文君） だから、教育委員会のほうでしっかりしたものをやっておけば、何でもないことなんです。執行0になんかならなかつたわけですから。そこだけ本当にちゃんとやっていただきたい。

○議長（土屋 博君） だから検証してくださいよ。しないと我々が何のために審議したかということですから。

（山口議員「予算を通してあげたんだから」の声あり）

○議長（土屋 博君） うん、あげたんだから。要らないという結果ですから、だから1年ぐらいは、私は議会としても厳しく言わないと直らないと思いますよ。それは検討ということで、10番の意見も尊重いたします。

次に、私、町長にも一言申し上げます。

町長、議会のほうから執行部へお願いしたいのは、緊張感がないような感じもします。正直言って。毎回字句の訂正、パソコンが入ったからかもしれないけれども、どうもフロッピーに頼り過ぎて、そのまま上程するような印刷も。私はもう少し文章のほうも、突合という欄もございますので、あるいは条例等につきましても、1回議決したものはなかなか訂正するのは難しい、点とか丸についてもです。やはりしっかりとした突合、あるいは検証、あるいは予算についても検算、こういうものをしっかりとするように、町長、よろしくお願ひ申し上げます。

じゃ、町長、一言お願いします。

○町長（山下奉也君） そういう面で、本当に訂正文というのが非常に多いという部分がございますが、予算書等の作成ですけれども、ほかの町村と違いまして、うちは手づくりでずっとやっている部分がございます。そういう部分もありまして、作成もぎりぎりになるという部分がありまして、本当に皆さんに迷惑をかけている部分がありまして、本当にその辺は謝りたいと思います。

また、私の職員時代は手書きだったわけですがけれども、昔は厳しく、文章が続かなければ、私が点をつければいいじゃないですかと言ったら、点も字だと怒られた時代がございます。そういう部分で、緊張感を持って仕事をさせたいと思いますので、そういう部分、また一般会計は、予算を通していただいた部分をいかに活用して、いかに安価でといたしますか、そういう部分で事業を執行するというのが一般会計の仕組みですので、そういう部分も職員に本当に身近な部分、細かい部分からでも。

1つの例を言いますと、私の招待状にも役場からちゃんと封をして来る場合がございます。そういうのもやっぱり、手間とかとかそういうのを考えれば、皆さんの貴重な税金を使っている時間ですので、そういう部分も含めて、私は余り職員に細かいことは言いませんけれども、やっぱり細かい部分が住民に不満を持たせるということがありますので、気をつけてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） こういう話が出たので、私もついでで、苦言といいますか、何といいますか、申し上げます。

ことしの当初予算においても、1,500万の補正を組むとか予算を通したのに、非常に恥ずかしい話。それと、やはり課長の皆さんが、もう少し議会での答弁には慎重を期してほしい。特にまた、議会でなくても、一般での住民との対話の中においても、課長、係長がお話することは、長が話したことになるので、そこを重々承知の上で、言動には気をつけていただきたい。非常に今回も、あれと思うようなことがいっぱいあります。

それで町長、今、予算書が一括上程、なかなかそれに対して組み替え動議を出して反対するというのもやりにくい部分があります。ただ、一括上程だからといって、今後議会、私個人としては、組み替え動議を出します。余りにもひどい場合は。ということは、町長、組み替え動議を出されたということは、町長に対する不信任ということですから、課長の皆さんもよくそこを認識して、来年度の当初予算においては慎重を期していただきたい。

やはり議会という我々の存在そのもの、非常に議会軽視であるなというような、予算をせっかく通しておきながら4,500万から1,500万もカットする補正を組むと、減額すると。あり得ないですよ、今まで。本来はあれは大きな問題であって、そういうことは非常に問題があり過ぎる。

例えば最近の答弁においても、非常に問題のある答弁が多過ぎる、課長の。いいかげんとは言いませんが、間違いの答弁があり過ぎる。ただ、それを一々指摘してもなんですが、本

当は、昔は休憩時間にいろいろやったものです。でも議長、やっぱりそこいらを含めて、やっぱり議長からも当初予算をぎりぎり組んで、きちんと、ああいう恥ずかしいことがないように。副町長、実際問題として、結構程度が悪い予算編成でしたよ、ことしは。あり得ない、今まで。そこいらを含めて、組み替え動議が出るということは、町長、長に対する不信任案ですから、それを出されたこと自体を恥と思わなくちゃだから、一括上程ということで、なかなかそういうことはないですけども、そこはよく考えていただきたい。

今後は、やはり緊張感を持つことになると思いますよ。その点をよく配慮して、課長も当初予算について慎重を期してほしい。お願いします。

○議長（土屋 博君） 私に対して、議長でございますので、私も実は中立を旨として進めてまいりますので、また議員各位の方につきましても、この議会は審議の場でございます。勉強会の場所ではございません。必要であれば、この開会中以外でも、事務局あるいは担当者に聞けば何でも教えてあげますので、どうかここは審議の場であることだけは頭に置いて、八丈町の最高議決機関であるということも自覚して、質疑、質問等をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

お諮りします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については、款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、歳入10ページから25ページをよろしく申し上げます。

9番。

○9番（奥山幸子君） 14ページの多目的ホールの使用料、地熱館の入館料なんですけど、このどちらの施設も施設の管理費、維持費はかなりかかっているわけですけども、中身を見ますと、ホールの使用回数が決算書の資料を見ますと211回になっていて、非常によく利用されているなと思います。

それと、視察に来られる方もこのホールを見て、非常に高い評価をいただいていると思うので、費用対効果で言いますと、もっと使用料を上げたらいいとか言われますけれども、今のままでしばらく様子を見ていただきたいなと思っております。

それと、地熱館の入館料も100円取る、取らないの議論もありましたけれども、それにつ

いて私の私見はないんですけれども、どちらでもと思っているんですけれども、地熱館の企画展示を、資料1の11にありますけれども、非常にたくさんやっつけらっしゃるんですよ。これは本当に素晴らしいことで、資料1の11に、企画展を今年度たくさんやっています。今までの管理していたものではなくて、今回の地熱館を担当している方々の努力というのは評価してあげたいなと思っておりますので、地熱館についても、視察したときに非常に高い評価をもらっていると思いますので、費用対効果だけでなく、この2つの施設の意義というのを今後とも認めていただきたい、町長の意見をちょっと伺いたいなと思っております。

○議長（土屋 博君） 最初のあれですから、教育長か教育課長から答弁させましょうか。
教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 教育課の資料にありますように、多目的ホール使用ということで210件、そのうち有料のものもありますし、また学校関係、中学校の音楽会とかそういった免除の関係も結構あります。結構利用頻度は高いと考えておりますが、やはり高い、安いという意見はあると思っておりますけれども、現状の料金、午前中9,000円、午後から1万2,000円、夜間が1万4,400円というふうな本番仕様の料金等については、現在を維持をしていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おはようございます。

私のほうから地熱館関係で報告をさせていただきたいと思っております。

26年度の入館者数ですけれども、7,200名程度ということでございまして、我々この地熱館を開館するに当たりましては、当初、東電さんのときは1万5,000人ということでしたので、それを目標にやってきたわけですけれども、なかなか半分程度しかない。27年度も同程度しかないということでございまして、なかなか費用対効果という、その部分もやっぱり我々としては考えていかなければならないと思っております。

そういった中で、地熱館の委託料、そういったものも年々ちょっと下げさせていただいているところございまして、できるだけサービスの低下がないように今後も努めていきたいと思っております。3年目ということでございまして、入館料も含めまして、少し運営のあり方というのを考えていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 今、企画財政課長は入館料の問題、前と比べてあそこに来る人が半分ぐらいになったと、その原因は何かと、有料になったという。100円でしたか、幾らでし

たかね。そういう件で、やっぱりあそこはサービスというよりも、昔、PR館としての存在感があったと思います。当然町にしても、地熱関係のPR館という重い部分があると思うので、その見直しの部分をするというふうなお話だったんですが、来年度どうなるのか。今までの審議の中でそういう話があったんですが、どういうふうに来年度は方向性として考えていらっしゃるのか。今はまだなかなか結論的なものは出ないと思いますが、財政課長として企画のほうでどう考えているのか。今までの言葉の端々には、見直すと、条例を変えるというふうな話もあったんですが、どういうふうと考えていらっしゃるのか、来年度のあれでは。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地熱館の運営方法の今後のあり方ということでございますけれども、今、町長も含めまして、政策会議等、庁内の会議で審議しているところでございまして、今ここでまだ申し上げられる段階ではございませんけれども、入館料につきましても、いま一度どちらがいいのか考えて、条例改正等に反映させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 歳入については質疑を終結いたします。

続いて歳出、26ページ議会費から41ページの総務費まで質疑をお受けいたします。

申しわけない、議会事務局長がちょっと説明したいということですので、間に入れます。

○議会事務局長（浅沼房徳君） すみません。議会運営委員会のほうで少しお話しさせていただいたんですけれども、今回から資料の前のところに、各課が担当している節の、担当しているこういう、一般会計決算審査資料の科目別担当課一覧表というのをことしから初めてお配りさせていただきました。

款の中で、例えば急に、先ほどの多目的ホールの管理費なんかは教育なんですけれども、総務費の中で出てきます。教育の問題だからということで、後で教育費のところでは質問されると、もう終わっていますという形になりますので、ご注意ください。質問していただければと思いますので、こちらのほうのご活用もよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 消防もそうだね、防災関係も。局長、防災関係もそうなるでしょう。

○議会事務局長（浅沼房徳君） 一番後ろに特別に、変なところにあると言ったら変ですけども、ありますので、そこも参考にいただければと思います。

○議長（土屋 博君） そのときには、議長としては認めることにします。科目が飛んでも結構ですから、そのときには後で質疑してください。またもとへ戻すと、そういうことでご理

解ください。

どうぞ、9番。

○9番（奥山幸子君） 決算書の37ページ、徴税費なんですが、昨年25年度の決算の意見書を見ますと、徴収率が下から3番目という評価を得ているんですけども、26年はどうだったんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） すみません、今回も順位は変わらなかったです。徴収努力で、率のほうは上がった面もあるんですけども、順位的には変わらないということで、申しわけないです。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 本当に未収金が減ってきて、日々努力されているのはよくわかるんですけども、その結果を聞いてちょっとがっかりしましたので、また引き続きよろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

ほかに。10番。

○10番（奥山博文君） これは全体のことになって申しわけないんですけども、監査委員の意見書ってありますよね。はっきり言って、財政状況を見ると相当悪くなっている。やはり住民の要望、もちろん事業は進めていかなくちゃいけないんですけども、住民の要望を全部聞いて、補助金もつけたり、どうのこうのというのがあって、だんだん補助金も増えていくという形になっていると思うんですけども、このままいくと本当に危険な状況に、今でさえ危険な状況なんですけれども、この監査の意見書、これに書いているのを見てどのように、企画財政の主幹、どのように思うのか。

あと、やっぱり締めるところは締めてもらわないと、ひどくなってから締めても手おくれになるので、ぜひともやっていただきたい。

あと、意見書の結びの中で予備費のことが書かれていますよね。それについてどのように思っているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 10番議員がおっしゃるように、今の町の財政状況は、決して楽ではないというふうに認識しております。

そこなんですけれども、いろいろな事業がありまして、それを続けていくというところも

必要だというふうに考えて、歳出を削るというのも、そちらも重要だと思いますけれども、ただ、余り縮小しますと、先ほど税務課の主幹が申し上げたように、徴収率は、順位は上がっていないと言いますが、伸び率といたしましては1.5%伸びていますので、それは都内では、伸び率に関してですけれども上位のほうになっています。ですが、税収自体は下がっているという状況でございます。ということは、調定額が下がってしまっているという状況でございますので、こちらも余り歳出を絞ってしまいますと、島の経済といいますか、そちらのほうもどんどん縮小していきますので、そちらのバランスのほうが大事だということになります。

あと、経常収支比率等も上がってございます。そういうのは、歳出が増えているというのももちろんなんですけれども、税収が下がっているという分母部分のものも影響してございます。温泉の使用料、コミュニティセンターの使用料、歴史民俗資料館の使用料も全然伸びていない状況です。これは観光客の状況ともリンクしているとは思いますが、そういうことをあわせて、歳入歳出を一体に考えて、歳出を削減するというだけじゃなくて、歳入をいかに伸ばすかということも重要だというふうに認識しております。

あと、監査委員の意見書のほうの最後のほうに書かれています予備費については、これは十分反省しなければいけないことだと思っておりますので、今回については、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

6 番。

○6 番（山下 崇君） 34ページの、これ去年しかなかったものですが、60周年事業において、マウイとの交流なんかの事業があったと思うんですけれども、いろいろ財政状況は厳しいかと思うんですけれども、語学の面であるとかいろいろ動きがあります。ですので、マウイとの交流というのは、今後どのようにお考えであるのかお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） マウイとの交流ということでございますけれども、以前もお話ししたとおり、我々といたしましては、かつて中高生を連れて行っておりました。体験学習ということで、ホームステイをし、また語学も勉強してもらおうということでやっていたんですけれども、いろいろな事情、テロの話であったりとか、あとは旅費の関係とか、そういったことで一時ストップしてございます。これをまた戻していくかどうかにつきまして

は、今後検討していきたいところでございますが、昨年もマウイからマウイ太鼓ということで、50名余りの方がいらっしゃいました。

その中で、島の英会話教室に通っている人たちの協力を得て、通訳などもしております。そういった活動も新たな事業としてできたということは一つの成果だと思っておりますし、マウイ島につきまして、今後何ができるかは今申し上げられませんが、今後も積極的に推進してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 話は前後するんですが、徴収の問題、主幹ね。

交付金に影響ありますね、徴収率がよくなれば。過去においてどん底ということで、先が見えないというか、泥沼というか、あがけばあがくほど、正直言って、決して褒められたことじゃないけれども、ずっと最下位で来たわけですよ、徴収率。今、ある意味で順位ができたということ、けつから3番目という、非常に僕は、個人なりに評価しております。

それで、徴収率は非常によくなってきていると、僕は個人的に思っているんですが、交付金の査定で、どん底のときから比べたら1億近くプラスになっているんじゃないかと、交付金。そこいらをやはり僕は強く指摘したい。それでやっぱり、徴収に関してすばらしい、頑張っているなど評価をしたいんですが、実態としてどうですか。1億ぐらいは上になったと思うんだが、泥沼のときよりは。査定が。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今おっしゃられたように、総合交付金のことだと思いますけれども、そちらのほうは徴収率が関係するポイント制が入って入って、経営状況割というような形で交付されているものなんですけれども、それにつきましては、こちら25年度に徴収率がかなり上がったということでございまして、26年度の収入につきましては、25年度の徴収率を見ていただいています。それによりまして、その金額ですが、おっしゃるとおり、1億円以上は増えているというような算定になってございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 徴収のほうは、非常に僕は頑張った評価をしたい。総合交付金が1億上がるということはすごいことですよ、本当に。ですから、今後もぜひ徴収も今までどおり頑張っていたきたい。

今まで正直言って、変な話だけれども、総合交付金を何とかしてくれと頼んでも、未収金を回収して使いなさいよと、町は何をやっているんだとお叱りを受けるような状況で、我々

も総合交付金の話をするのが心苦しかったけれども、最近は割と胸を張って言える状況になったので、ぜひとも徴収のほうを今まで以上にまた頑張っていたきたい。

せっかく条例もできて、不納欠損にしても何をしてもしろいろな形でできるようになって、法律の関係で。そういう意味において、僕はこの件に関して非常に評価したい。1億といたらすごいですよ、総合交付金の。来年また、今年度、来年度とそれはまた査定が上がるわけですから、素晴らしいことで。それが大体が健全な姿なので、主幹。ぜひとも主幹のほうからもお願いしてください。これはいい方向に向かっているので、褒めるときは褒めたいと、僕はそう思います。評価したいです、そこは。

○議長（土屋 博君） 応援としてお伺いします。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 続いて、41ページ民生費から56ページの衛生費まで。

9番。

○9番（奥山幸子君） 47ページの児童措置費なんですけれども、これ1,400万ぐらい出ているんですけれども、システム改修ということなんですけれども、児童手当は平成24年から始まっていますよね。どのように改修したのか。あとこれは1回で完了するものなのか、お願いします。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課のどなたが答弁しますか。47ページ、児童措置費。説明資料のほうに載っていれば、説明の番号言って、資料の番号。資料番号5ですから、今そこで探していますから、ちょっと待ってください。

休憩します。

（午前 9時36分）

○議長（土屋 博君） 再開いたします。

（午前 9時37分）

○議長（土屋 博君） 企画財政主幹、契約のほうですから、その前に説明してください。1,412万のやつ。

どうぞ。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） こちらにつきましては、児童手当システムの改修委託料で

す。

- 9番（奥山幸子君） 児童手当は平成24年から始まっているのに、26年にシステム改修をしているわけですよね。中身をどういうふうに変えたのか。それと、1,400万かかっているの
で、この1回の改修で終わるのかということです。

（福祉健康課長「ちょっと細かい説明を今しますので、ちょっとお待ち
ください」の声あり）

- 議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

（議会事務局長「ちょっと今調べている最中ですので、ちょっと待つ
てください。もしあれだったらほかのを先に進めて」の声あり）

- 議長（土屋 博君） ほかにあれば、9番、ちょっと置いておいて。

ほかに。1番。

- 1番（沖山恵子君） 54ページの清掃費のところでお伺いします。

こちらの住民課の資料のほうで、ごみの現在のリサイクルとかについていろいろ詳しく書
いてありまして、こちらのほうですと4の18と19のところになるんですけども、一般廃棄
物処理コストというところで、25年度は1人当たりの年間利用料2万6,516円でしたと。19
ページ、26年度は3万3,000円でしたと。すごく上がっているんです、1人当たりのコスト
料が。

リサイクルをしていることにも関係して、リサイクルにお金がかかるからということで、
大変上がっているんですけども、今後の方針と、あとトレーのリサイクルを今していない
よとたしか書いてあったんですけども、26年度は業者さんが中止したので、やっていませ
んよと書いてあったかと思うんですけども、今後どうする方針なのかなというところをお
聞かせ願いたいんですが。

- 議長（土屋 博君） 住民課長。

- 住民課長（佐藤真一君） まず、1人当たりのコストが9,000円ほど上がった要因というの
は、工事請負費が25年度4,000万に対して、26年度は9,100万と。こちら煙突工事等の耐震化
対策で4,000万ほどやらせていただいたんですが、そういったことで1人当たりのコストと
いうのが上がってございます。

今後のリサイクルの方針ということでございますが、やはり離島という特殊な状況という
ことで、全てをリサイクルというふうなわけにはいかないということで、バランスをとって、
八丈に合ったリサイクルとコストを鑑みながら進めていきたいと思っております。

また、発泡トレーにつきましては、残念ながら小笠原村さんと八丈と同じ業者を使って、同じように今悩んでいる状況でございます。打開策といたしましては、やはり同じように発泡トレーを溶かして、それを引き受けてくれるという業者を見つけないことにはなかなか、例えば八丈島内で新たに設備を打って発泡トレーを燃料化するとかいったことにはまた設備投資がかかりますので、できれば前のような形で維持できるものがあるんだったら、そういう業者を探して進めてまいりたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） トレーに関しては、今現在も集めていると思うんです。それはどうなっているのでしょうか。もし今できていないのであれば、あれ洗って出すのも大変なので、しばらくお休みですと、住民に説明したほうがいいのではないかと思います。いかがですか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 発泡トレーにつきましては、大々的に広報等でご案内しているわけではないんですが、婦人会さんのご協力によって、各出張所を拠点として集めているのが現状でございます。あくまでも試行期間ということでございますので、その婦人会さんの集めたやつを一応ストックとして、置けるだけは置いているという現状でございます。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

1番。

○1番（沖山恵子君） あと、先ほど1人当たりの料金が増えたのは工事費が増えたからですよとおっしゃったんですけれども、詳しく見たら、ごみは減っているのに委託料のほうも上がっているんです。これって消費税の関係か何かですか。集める量は減っているんです。でも委託料は増えているんです。なぜかなというところをお聞かせ願います。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 委託料につきましては、26年度1億5,157万、平成25年度は1億4,700万ということで、この中身につきましては島外搬出ごみ2,615万4,000円、こちらは380万ほど減っておるんですが、伐採木、こちらが1,035万7,000円と、前年比で850万ほど上がっております。この原因は、25年度に台風災害があった折に、その瞬間の伐採木を台風災害として処理したという経緯でございます。

○議長（土屋 博君） 1番、いいですか。あと細かいことは聞いてください。

幸子先生の答弁、答弁できますか。

福祉健康課、田村課長補佐、お願いします。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） お時間いただいて申しわけありませんでした。

先ほどの児童措置費の委託料なのですが、まず住基系基幹ネットワークのシステム改修に伴ってバージョンアップということで、それが移行されていなかったもので、26年度にバージョンアップ作業を行いました。

児童手当、こちらは所得制限はありますが、皆さんに、お子さんに手当というところのシステムバージョンアップの作業については750万円ほど、それから児童育成手当、こちらはご両親どちらかがいない方ですとか、そういったお子さんを扶養している方に手当をお出しするというものなんですけれども、こちらのほうが660万円ほどというふうになっています。合計で先ほどの1,400万という金額になります。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） これ1回の改修で当分大丈夫ということでもいいんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） もとの住基系のシステムのほうが変わらない限りは、このまま使えます。

○議長（土屋 博君） 次、11番。

○11番（山口英治君） 59ページ、牧野管理費2,300万ほどあるんですが……

○議長（土屋 博君） すみません、56ページまで。

（奥山（博）議員「労働費の前まで」山口議員「ごめんなさい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

次に入りましょうか。

続いて、56ページ労働費から70ページ商工費まで。

11番。

○11番（山口英治君） 失礼しました。

59ページ、牧野管理費の問題。実は、牧野管理費においては、今まで採算を度外視した形で、いわゆる観光牧場というものもありますので、いろいろな形で、ただ牧野の運営というのは、非常によくはなっております。例えば使用料にしても200万弱、今まではほとんどなかったんだが、それは評価したい。ただ、問題は幾ら採算を度外視しようといっても、限度があります。

といいますのは、例えばこれから実際引きますと、百六十数万円を引けばどのぐらいの赤なのかと。すごいことなんです。ただ、観光の問題で、観光牧場という意味合いがあって、今まで度外視した形で、この牧野の管理費の問題については議会でもほとんど議論されていなかった。

ただ、私が今回この問題を提示したというのは、ことし3月の当初予算の中で、崇議員からもちょっと苦言みたいなものがあったと。いわゆるあそこに車を買いましたよね、三百数十万。我々民間の考え方じゃ、年間収入が百六十何万しかないのに、もう少し何とかできないのかなと。幾ら度外視とはいっても、これはちょっと容認できないなというような感じがいたします。

ちなみに、町長の公用車は、東京都の車を廃車にするやつをもらってきて公用車として、私が議員になってからずっとそうですよ、公用車は。あと建設の車も補助金で買っていますよ。この財源構成、車はどうなっていますか。ことし買った、あのすばらしい車は。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 今年度購入しました車の財源は、一般単独財源ということになってございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 余りにも短絡的です。この決算を見る限り、もう少し配慮するのが当然でしょう。幾ら観光振興という部分で、今までほとんど牧野管理費については議会でも議論されませんでした。牧場が新しく補助事業で、やっぱり観光という目標の中でやった意味で。我々もそういうふうな、余りにもだけど、採算度外視したやり方というのは、これは容認できるものではないと。

私は、当初予算のときに、車、これは必要だからいいのか。ただ、正直言って金額聞いて驚いたんですが、ましてやそういうふうな考え方で、どういうものなんですか、企画財政課長。実際。幾ら採算度外視しようといっても、売り上げが百六十何万しかないのに管理費が2,300万もあって、決算が要するに当初予算に反映されていないということなんです、僕が言いたいのは。何のための決算なの。それについてどう思いますか、企画財政課長。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 今言われたとおり、収入に対する費用のところを考えれば、確かに今のお話のようなことが言えると思います。

今回これを購入したのは、こちらのほう、もっと小さい車でという話ももちろんございま

した。ですが、現場のほうに確認しまして、それだとあそこの牧場のところで走るには、力が足りな過ぎるということでございまして、こちらを購入したということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） なかなかすばらしい答弁で、それ以上の答弁はないと思いますが。ただ、僕が言うのは、要するにやはりそういうことじゃないんです。必要かつ十分で、確かにそう答えれば100万の車でも必要な車はあるはずですよ。100万とは言わないけれども。ただ、余りにも配慮がなさ過ぎると。決算の結局やる意味がないんです。

決算というのは、あくまで来年度の予算編成に当たってどうするかということが決算審議なんです。課長ね、町長の公用車は、東京都の廃車になるやつをもらってきてやっているんですよ。財源構成もよく考えてくださいよ。収入が百六十何万しかないのに、何で340万の車を買えるのか。民間では考えられませんよ。それが必要と言えれば必要、でも必要かつ十分というのは、まだほかにも考えられるんですよ、主幹。そういう答弁しかできないと思うんですが、それはそれでよしとして。

ただ、今後こういうことがあっちゃ困るよ。幾ら採算度外視して、観光振興という部分でやっても、2,300万も経営にかかっている、収入が百六十何万しかないのに。確かにあの財産収入でちょんこめ町のあれで売って、だけどあれは母牛、母親は結局、減価償却の部分があるわけです。だからその収入は、収入として認められないんです。わかりますか。だから百六十何万しかなの、牧野使用料って。それなのに、単年度で平気で340万の車、そこはあり得ないと。民間だったらもっと工夫しますよ。例えば現金で買うんだったら中古車でもいいわけでしょう。新車じゃなくても、何も。認められるわけでしょう、中古車でも。町長の車、払い下げのもらった車ですよ、公用車が。だから、財源構成もよく考えて課長、今後やる場合は。もし、何かお話ししたいことはあれば、課長、一言。

○議長（土屋 博君） ないだろう。今後……

○11番（山口英治君） 課長にちょっとだけ。自我を持ってやってくださいよ。

○議長（土屋 博君） 観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 以前購入いたしましたものは、10年以上経過して、もう劣化してございましたということでございます。

また、この金額等に関しましても、こちらを採用した関係では、前回の購入車が約300万だったということでございますけれども、今回は327万2,000円と、前回の車種とも比較して

検討した結果、こちらを選択せざるを得なかったと。また、牧場の悪路。

もう一つ申し上げますと、今、和牛貸しつけ事業というのをやっております、これも預託牛として、町有牛じゃなくて、一般の皆様のを預かっているということで、牧場管理も相当、牛体管理としては責任が重くなってございまして、いろいろなところを牧夫1人、あとアルバイトを1人雇って管理しているという状況でございますので、今回の牧場車にしましては、100キロ以上の餌を積んで走り回りますということで、やはりこのぐらいの機能は必要ではないかということで、選択させていただきました。

今後は、この決算を踏まえまして、牧野審議会等にも予算反映できますように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 課長ね、私は、牛体管理なんていうのは牧場ができてからやっていますよ、ずっと。今始まったことじゃないの、それは。私そんなつまらない話聞きたくて言っているわけじゃない。

私は、要するに管理費が2,300万もあって、幾ら採算度外視してもいいとはいっても、そういうものでいかなものかと。それに対して必要だということはわかりますよ。必要じゃなかったら買いませんでしょう。ただ、そういう意味で、別の予算編成が一般会計から出ているわけですよ。財源厳しい厳しいと言っているわけでしょう、主幹がさっきから。そういう中で、極端に言えば、補助事業がつくものじゃなかったら財源構成が、それは補助が出なければ中古車でも何でもいいんじゃないですかということ聞いたの。

例えばそういう配慮をしてくれと。別に関係ない、必要なかったらそんなもの買うわけがないじゃん。ただ僕が言いたいのは、そういうものに対して、もう少し知恵を出すなり、配慮するなり、例えばこれを購入するときに、牧野審議会に諮るとか。何もないでしょう、牧野審議会でも。突然ぽんと上がってきて、予算書で。一括上程だからそれは認めましたよ。ここのあれだったら非常に議論になるところです。だからそこはちゃんと考えてほしい。全然これに対して、あなたは何とも思っていないんだね。僕が言っていることに対して、何を言っているんだというような態度なんだが、私は納得しませんよ、それでは。もう一回答弁してくださいよ。しょうがないんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 先ほども申し上げましたが、今後、牧野関係に関します予算等も含め、牧野審議会等に諮りますように、当初予算前に、牧野審議会も今、年明けの1月

ぐらいに開催していたと思うんですが、その辺の審議等もそちらのほうに上げて、十分相談して進めてまいりたいと思います。

(山口議員「頑張ってください」の声あり)

○議長(土屋 博君) 善処するそうですから、ご理解ください。

ほかに。8番。

○8番(岩崎由美君) 62ページの鳥獣害対策費のところですか。資料番号で言うと6の4のところですか。鳥獣害対策費。

ノヤギとかいろいろ駆除しているんですけども、ここ頭数が入っていないんですが、今の費用でどのぐらいの頭数が駆除されているか。ここではノヤギとカラスがあると思うんですが、実績を教えてください。

○議長(土屋 博君) 産業観光課長。

○産業観光課長(奥山 拓君) ノヤギのほうでしょうか。

○8番(岩崎由美君) 八丈富士と三原山に分けてお願いします。

○産業観光課長(奥山 拓君) 平成26年度の実績でございますと、26年度においてノヤギは、三原、富士とも0ということになってございます。なお、カラスに関しては125羽を捕獲してございます。

(議長「トータルで」産業観光課長「今までの実績」の声あり)

○産業観光課長(奥山 拓君) これは平成20年度からやっております、八丈富士に関しましては、初年度に97頭という実績です。そのあとは1頭から2頭ということで経過してまいりまして、今現在は生息状況調査ということを主に進めるとともに、同時に鋼製化という、捕獲したやつを外に出ないようにということで、今、鋼製化の作業、こちらが主なヤギの対策事業の内容となっております。

○議長(土屋 博君) 9番。

○9番(奥山幸子君) 69ページはいいんですか。

○議長(土屋 博君) 70ページまでですから、どうぞ。

○9番(奥山幸子君) 観光費の最後の部分の負担金補助及び交付金4,029万というところですけども、観光なんですけれども、いろいろなメニューがここに載っていて、ロードレースの部分ですけども、25年度の予算よりも人数が増えているのに、決算額が下がっているんです。その理由を教えてください。

○議長(土屋 博君) 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 決算額が下がっているということですか。

○9番（奥山幸子君） ロードレースの人数が増えているのに、350万の部分の前年度より下がっていますよね。下がっていませんか。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 25年度と同等の金額になってございます。人数が増えたことによりまして、かなり実行委員会のほうの予算も厳しくなってきました。今、実行委員会の中では、参加費用の増額も視野に入れて検討を行っている。ただ、今年度につきましては、同じ参加費でやらせていただくというようなことでございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） ロードレースは今すごく全国的にブームでして、走る人の奪い合いみたいな現象も起きているぐらいで、いろいろな自治体で賞金を、すごく大きい商品を用意したりということをやっている。この人数増えてきてすごくありがたいというか、うれしんですけれども、それを逃さないような対策として、参加費を上げるというのはしようがないかなと思うんです。それでもいらしていただけるとし、走った後のおもてなしも八丈は十分していると思うんですけれども、それでももっとインセンティブが働くような予算をつけて、何か商品とか、そういうのをつける努力もしていただきたいなと思っているので、今後の問題としてよろしくをお願いします。要望で結構です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

6番。

○6番（山下 崇君） 観光費のところちょっと聞きたいんですけれども、今、幸子議員が言ったように、いろいろなメニューがありますけれども、来年度への展望も含めて、決算ですから、ちょっとお話ししたいんですけれども、お金をかけなくても集客できるというものはあると思うんです。ことし大きなイベントがあったのを覚えていると思うんですけれども、700人近くの人が一気に島に来てくれたということもありまして、今島に足りないものというところで、やっぱり野外の音楽であったり、イベントをやる施設の利用というのが進んでいないと思うんです。そういうところを使えるところ、町有地なんかもあるでしょうから、何か今後考えていけないのかなと思うんです。

例えば野球場の周りであるとか、サッカー場でもいいんですけれども、使用目的等もありますから一概には言えないと思うんですけれども、やっていったほうがいいと思うんです。やっぱり外から人をとにかく呼ばなきゃいけないという状況ですから、一番頑張ってもらいたいところなんです。なおかつ、余り公費投入しないでやってもらいたいと思いますので、すぐ

予算編成だと思いますけれども、何か考えていることがあったら教えてください。ここの決算を踏まえて、何か考えていることがあれば教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） イベントの関係では、新規事業ということは今のところ考えていないといえますか、これまでの事業を充実させて、観光客のほうを誘致したいというふうには思っています。

ここに書いてございますけれども、団体集客事業がバスの3割負担ですが、今年度要綱を改正しまして、団体12名以上ということでやらせていただきました。この団体集客事業、数字もございますが、ツアーのお客様が平成24年度からかなり減っております。今年度の話になりますが、9月までの集計では、やっと止まったというところが見えてございます。こういった部分も重要と思っておりますので、引き続き観光の誘致に努めてまいりたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ツアーが減っているというのは搭乗客を見ればわかることで、運賃の内訳見ても、団体の料金を使ったり旅割を使う人がこの路線は非常に少ないということがわかってまいりました。そういうのも含めて、例えば今、幸子先生が言ったロードレースとかは非常に有望であると思うんです。それに匹敵するようなイベントというのもやりたいという人がいるんです。だから、考えていないじゃなくて、お金がかかるわけじゃないですから、何か町として協力できて、それをすることによって集客が得られるかというふうに常にアンテナを張っていてほしいんです。来年はやるつもりがないというのは非常に残念であります。ですから、アンテナを張って、臨機応変に対応できるように努めていただきたいと思います。これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

ほかに。1番。

○1番（沖山恵子君） 68ページの観光費のところでお伺いします。

町はさまざまな団体に補助金を出してやっていると思うんですけれども、たしか補正のときに、フリージアまつりの参加人数を聞いたときに、花束を渡した総人数はわかっているんですけれども、個々の、例えば太鼓をたたいた人は何人ぐらいいましたかと、お茶をやった人は何人ぐらいいましたかと言ったときに、その人数が返ってこなかったんです。後で聞いたんですけれども、そのときも多分返ってこなかったもので、恐らくとっていないんです。で

も、それにはお金がかかっているんです。ちゃんと太鼓をたたく人にも費用を出し、お茶をたてる人にも費用を出していると思うんですけども、必ず費用を出したのに関しては、何人が利用したのかなという数をとっていただいて、それを教えていただきたい。

やっぱり費用対効果ということもありますので、それによって今後、そこにもっと力を入れていくのか、そこを削って、ほかのことに力を入れていくのかというのを考えられると思いますので、ぜひその辺の数字をとるということを徹底してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○1番（沖山恵子君） はい、要望でいいです。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今の皆さんの関連なんですけれども、観光費のところ、観光に予算をかけます。例えば島外から来た人数、バスの人数、いろいろあると思うんですけども、そのかける予算の中でも、いろいろなカテゴリーに分けられると思うんです。直接的なものとか、人件費とか。今までそれで投入した金額と、過去の分析した投入した金額と集客できた人数の相関の調査とかしたことありますか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 過去のを今までしたことはございません。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 普通の企業、収益を重視する企業だとすれば、ちゃんとデータを分析して、今の現状を把握するというのがあると思うんです。ですから、例えばその調査に予算をかけることはないと思うんですけども、今エクセルとかそういうので簡単に数字が出せますから、グラフ化とかできるので、投入した予算、そのときのいろいろな変動はあると思いますけれども、何かの数字を見つけて、どこが今非常に弱いのか、その辺の分析をされたらいいかなと思うので、これは要望ですから。いろいろ飛行機の問題でも、それから税収の問題でも、人が来ることが非常に島にとって大事というのは皆さん同じ認識だと思うので、その分析をこれからしっかりやっていただけたらと思うので、よろしくお願いします。これも要望です。

○議長（土屋 博君） 先に進みます。

休憩したいと思います。

10時25分まで。

(午前10時09分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時25分)

○議長（土屋 博君） 続いて、70ページの土木費から80ページの消防費までの質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 先に進めます。

続いて、80ページ教育費から93ページ最後まで、質疑をお受けします。

議論したからないでしょう。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 先に進めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、認定第4号 平成26年度八丈町一般会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、認定第5号 平成26年度八丈町用品会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号6の2枚目のほうになります。

認定第5号 平成26年度八丈町用品会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町用品会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

平成26年度の八丈町特別会計決算書をお願いいたします。

こちらの2ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町用品会計歳入歳出決算、歳入決算高210万8,693円、歳出決算高210万8,693円となり、歳入歳出差引残額はありませんでした。

25年度との比較では、歳入歳出ともに1.3%の増となっております。本会計につきましては、庁内で使用する用紙、封筒、伝票などを一括購入するものでございます。

歳入につきましては、各課に売り渡した収入、歳出につきましては、用紙等を購入したのとなっております。

この際、売り渡した際に生じた差額については、一般会計の繰出金となっております。

昨日の議会におきまして条例案を提出いたしました。本会計につきましては、平成27年度で廃止いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、認定第5号 平成26年度八丈町用品会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、認定第6号 平成26年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明。福祉健康課、高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、書類番号6の3枚目をお願いします。

認定第6号 平成26年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町介護保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

特別会計決算書の14ページをお願いします。

平成26年度八丈町介護保険特別会計歳入歳出決算。

決算額のみ申し上げます。

歳入9億9,172万5,626円、歳出9億7,330万5,948円、歳入歳出差引残額1,841万9,678円を翌年度へ繰り越します。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。こちらも収入済額のみ申し上げます。

1、保険料1億4,395万円。現年度分については、目標としておりました徴収率90%を超えることができました。

2、分担金及び負担金4,140円。これは青ヶ島村からの審査会手数料による収入でございます。

4、国庫支出金2億4,027万8,313円。5、支払基金交付金2億6,044万1,798円。6、都支出金1億3,834万8,737円。4、5、6番につきましては各負担割合での歳入となっております。

8、繰入金1億5,734万6,051円。繰入金につきましては、町の給付負担の12.5%分のほか、人件費や介護保険システムの委託料、認定調査に係る費用が主なものとなっております。

9、繰越金2,035万6,587円。11、町債3,100万円。これにつきましては、昨年度給付費が大幅に伸びた関係で、東京都より借りたものであり、今年度より3分の1に分割して返済いたします。

以上、歳入合計、収入済額は9億9,172万5,626円です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにも支出済額のみ申し上げます。

1、総務費2,840万783円。歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、介護保険システム認定調査に関する費用が主なものです。25年度より約120万円の増となっておりますが、法改正に伴うシステム改修費等によるものでございます。

2、保険給付費8億9,009万1,830円。25年度より約4,500万円の増となっております。そのうちの約8割が1、介護サービス等諸費の増となっております。

地域密着型介護サービス給付費が約1,200万円の増で、6,412万3,551円。施設介護サービス給付費が、約2,000万の増で3億6,000万6,406円となっております。地域密着型介護サービス給付費については、昨年度、坂上に認知症対応型通所介護施設が開所したこともあり、25年度末より利用人数は11名増え、58名となっております。施設介護サービス給付費については、島外の老健施設に入所される方が増えており、25年度末より5名増えております。

26年度末でのホーム入所者は、これは島内・島外合わせてですけれども、97名で、うち5名は島外のホームに入所しております。老健施設への入所者は18名で、年々増えている状況にあります。また、26年度末時点での認定者数は、25年度末より4名多い600名となっております。

5の地域支援事業費2,765万838円。25年度より約450万円の増となっております。

地域支援事業費は、地域包括支援センターへの委託料、生活機能評価による介護二次予防事業、おむつ代支給、家族介護教室などに係るものでございます。おむつ代につきましては、26年度より対象者を要介護3以上としたため、25年度末より21名増の48名となっております。ちなみに現在は56名となっております。支給額も70万円ほど増え、約250万円を支給してございます。

6の諸支出金2,716万2,497円。一般会計の繰出金、国や都への返還金、保険料還付金になります。

以上、歳出合計支出済額は9億7,330万5,948円、歳入歳出差引残額は1,841万9,678円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、認定第6号 平成26年度八丈町介護保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、認定第7号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） かがみ文につきましては、書類番号6の4枚目になります。

認定第7号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

先ほどの介護保険会計同様、平成26年度八丈町特別会計決算書をお願いいたします。こちらの43ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

決算額のみ申し上げます。

歳入 1 億9,205万8,907円、対前年プラス1,275万2,005円。歳出 1 億8,987万37円、対前年プラス1,377万2,856円。歳入歳出差引残額218万8,870円を翌年度へ繰り越す。

次のページをお願いいたします。44ページになります。

歳入のほうから款の収入済額を中心に説明いたします。

1 款の後期高齢者医療保険料5,937万3,000円、前年度と比較しまして、これより以降は対前年度という言葉省略させていただきます。保険料はプラス736万8,900円、保険料の改定が主な増要因です。

また、徴収率は現年分99.46%、プラス1.29、過年度65.10、プラス22.87と、現年過年とも増となっております。なお、1 名の方の22年度 1 万3,800円、23年度 3 万500円の計 4 万4,300円の保険料を居所不明事由で執行停止だった件を、26年度で不納欠損いたしました。

2 款を飛ばしまして、3 款の繰入金、一般会計からの繰入金で 1 億2,145万6,196円、プラス379万5,828円。規定により、区市町村の負担金として職員給与事務費や療養給付費負担12分の1のほか、低所得者対策としての保険基盤安定分2,924万6,686円、プラス434万4,274円が一般会計から繰り入れされております。

4 款繰越金320万9,721円、マイナス12万9,713円。前年度の繰越金でございます。

5 款諸収入801万9,990円、プラス171万6,990円。うち600万ほどは葬祭費の受託事業収入で、前年度実績により広域連合からの収入となります。また、増要因は平成25年度分の広域連合納付金の未収金補填分負担金の確定によるものでございます。

下の45ページになります。

歳入合計 1 億9,205万8,907円となりました。

次に、46ページ、歳出となります。

1 款総務費684万3,520円、マイナス489万7,816円。主に職員人件費になります。減の要因は、25年度の庁内端末の後期高齢システム導入費520万円分が減となったためでございます。

2 款保険給付費490万、プラス15万。当年度の葬祭費として支出する分で、歳入の受託事業収入と関連してございます。

3 款広域連合納付金 1 億7,018万7,883円、プラス1,614万9,328円。医療給付の実施など、

制度の運営を東京都の全ての区市町村で組織している広域連合への負担金でございます。

4款保健事業費231万7,113円、プラス40万5,557円。健康診断219名分、対前年マイナス21名分の健康診断料でございます。

5款諸支出金562万1,521円、プラス196万5,787円。一般会計への繰出金が主な支出です。

6款の予備費を飛ばしまして、歳出合計1億8,987万37円。歳入歳出差引残額218万8,870円を平成27年度会計へ繰り越しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません。46ページの保健事業費のところなんですけれども、対前年21名減とおっしゃいましたけれども、高齢者は増えているような気がするんですが、これは受ける率が下がっているということなんですか。教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 対象者数のほうは、資料4の10でお示ししておりますが、25年度は1,443名に対して、26年度は1,435名、これは4月1日現在の数字になってしまうんですが、マイナス8名ということで、保険者数は若干減っております。

残念ながら、それ以上に21名ということで減っておりますので、率としては、おっしゃるとおり悪化しているということです。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、認定第7号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、認定第8号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し本件の説明に入ります。

説明。住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） かがみ文につきましては、先ほどの資料、書類番号6の5枚目になります。

認定第8号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

先ほどの後期高齢者同様、決算書の61ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

決算高のみ申し上げます。

歳入13億6,233万845円、対前年マイナス2,971万1,249円。歳出16億5,915万8,199円、対前年マイナス7,289万4,309円。歳入歳出差引不足額2億9,682万7,354円を翌年度歳入繰上充用金で補填。

次のページをお願いいたします。62ページになります。

歳入のほうから、後期同様、款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億9,708万4,179円。前年度と比べ、約1,553万円の減となりました。要因の一つに、被保険者数の減少、対前年比マイナス180人が挙げられます。

徴収率は現年分94.1%、マイナス0.7。過年度分26.8%、プラス6.1。合算で76.0、プラス3.6でございました。なお、912万8,911円を不納欠損しております。

次に、1つ飛ばしまして、3款国庫支出金3億3,913万6,689円、前年度と比べ約2,600万の減となっておりますが、主な要因は、前年25年度の病院維持システム交付金分4,000万円の減が挙げられます。

続いて、4款療養給付費等交付金3,544万、前年度と比べ2,063万の減。国保に加入となったサラリーマンや公務員等の退職者の医療費分の実績に基づき、診療報酬支払金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金2億5,305万2,109円、前年度と比べ2,000万の増。国保連合会から前期高齢者の加入率が高い保険者に交付されます。

6款都支出金、9,879万2,174円、前年度と比較して358万の減。過去5年間の収納率を除き、他の市町村より賦課率等の実績数値はよかったものの、市町村平均との数値の差が縮まり、運営費補助金としては605万ほど減ってございます。

63ページになります。

7款共同事業交付金1億5,319万3,793円、332万の減。

1つ飛ばしまして、9款一般会計からの繰入金で1億8,483万4,614円、対前年比1,374万円の増です。うち1億621万9,156円は法定外繰入、いわゆる赤字補填分で、対前年比2,622万円の増でございます。

1つ飛ばしまして、11款諸収入79万7,287円、これは第三者納付金、保険税、延滞金等となっております。

合計しますと、13億6,233万845円の収入でございました。

続きまして、次の64ページの歳出でございます。

1款総務費3,089万5,932円。前年度と比較して290万円の減。運営協議会や職員事務費等でございます。

2款保険給付費8億1,265万9,392円、医療費の支払い分で、前年度と比較して3,600万ほど減となっております。医療費については、被保険者数の対前年度の減少率マイナス4.79%と比較すると、医療費はマイナス4.24%ですので、人口は減少しているが、1人当たりの医療費は増加していることとなります。

ただし、26年度の八丈町の平均医療費が27万2,750円、プラス5,393円ですので、都平均の29万3,611円、プラス6,254円、全国平均の33万628円、プラス9,250円と比較しては、金額及び伸び率は低くなっております。

3款後期高齢者支援金とその事務費の拠出金で1億9,755万4,015円。前年度と比較して24万の減。

4款前期高齢者納付金とその事務費の拠出金で15万1,946円。

65ページ、5款老人保健拠出金8,148円。制度はなくなっておりますが、適用となる支払

いが残っているためでございます。

6 款介護納付金9,581万1,117円、96万円の減。

7 款共同事業拠出金 1 億6,407万6,747円、684万の減。

8 款保健事業費、特定健診の経費でございます。708万8,176円、6万円の増。対象者2,735人、マイナス120人。受診者672人、マイナス15人。受診率は24.57%、プラス0.52でございます。

2つの項目を飛ばして、11款諸支出金1,090万2,312円、5,401万円の減。病院システム分の4,000万分の減を含め、病院への繰出金と25年度の負担金等の額の確定に伴う返還金となります。

次のページの12款予備費の次、最後の項目、13款前年度繰上充用金でございますが、25年度の国保会計に充用させていただいた金額が3億4,001万414円、前年度と比較して2,803万の増でした。

歳出合計16億5,915万8,199円。歳入から歳出を引いて2億9,682万7,354円の赤字となりました。

単年度収支は、一般会計からの1億621万円の補填により、4,318万3,060円の黒字という結果となりました。

また、監査委員の指摘事項ということで、今後の計画をということでございます。

国保会計の具体的な数字については、私どもでなかなか述べることができないので、私どもでできるということでは、国保会計は、被保険者数の減少により、国保税収の減少や保険給付費等の増加から、収支は依然として厳しい状況と見込まれておりますが、私どもとしましては、国保会計の健全運営のためには医療費の適正化と収納率の向上への取り組みが重要と考えてございます。

医療費の適正化としましては、八丈町ではジェネリック医薬品の普及のため、年1回、ジェネリック医薬品差額通知の発送を行っております。今年度は、被保険者証の一斉更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封いたしました。これはお薬手帳や被保険者証などに張りつけていただくことによって、手軽に変更の意思を伝えることができるものとなっております。

あわせて、特定健診の受診率向上や特定保健指導受講率向上など、保健事業の推進等で医療費抑制に取り組み、国保会計の健全化に努めてまいりたいと思っております。

また、27年度から福祉健康課とタイアップしまして、健康コーナーということで記事のほ

うを出して、啓発等を行ってございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 都道府県単位になるということで、町長が一番懸念されているということなんだけれども、これ繰上充用金でずっとやってきたわけですけれども、ここら辺でしっかりしたものを持っていかないと、都道府県移行のとき大変なことになると思うんだけど、これは町長の考えをちょっと聞かせてもらえますか。

繰上充用金でずっとやってきたわけです。ただ、都道府県単位になったとき、このままで移行できないと思うんですよね。その前にちゃんと手を打っておかないとだめだと思うんだけど、そこら辺の考えがあればお伺いします。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） これは課長に聞くと、また皆さんに怒られると思うんですけれども、やっぱりこれは少しずつでも解消して、一度に財政負担を伴わないように、東京都への移行をスムーズに行えるように準備はしないとと思いますので、その辺どういう見込みになるかは、国保運営委員会で十分検討を重ねてほしいなと思っております。

やっぱり一般会計から出してやっているところがほとんどです、今は。出していない町村はほとんどないと思いますので、幾ら徴収を頑張っても、滞納分を除いても何億という数字になると思いますので、その辺は非常に難しいです。滞納分をチャラにして一般会計から出すか、その辺が非常に難しい。これは東京都へのその辺の調整といいますか、どういうふうにするかという部分では、相談といいますか、やっていかないとだと思えます。まだその辺の方針は決まっていないよね。都のほうでも決まっていませんけれども、東京都の町村会でもこの移行に伴うスムーズな移行ということで要望しておりますので、その辺は十分早目に対応していきたいなと思っておりますので、皆さんのご理解をお願いするしかないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 62ページの税のところ、今町長がおっしゃった滞納の関係なんですけれども、不納欠損が900万とありますけれども、どのような方なのかを教えてくださいのと、例えばお亡くなりになって払っていただけないということもあるかと思うんですが、

人がお亡くなりになると、多分、役場の中にはどなたが亡くなったかって回ると思うんですね。そのときにすぐに滞納している方に督促を出すと、恐らくお葬式をやった方ですとか遺族の方がそれを見て払ってくれる場合もあるかと思うんですけれども、そのようなこともやってみたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） まず、不納欠損した方がどういう方かということでお尋ねだと思いますが、滞納処分の執行停止、これは徴収ができないということで執行停止をして、それが3年間継続した方は納入する義務がまず消滅します。

次に、徴収できないことが、もう財産もない、担税力もないということがはっきりしている方は、その義務は直ちに消滅されるということ。

あと、徴収金が5年間行使しない場合は、時効によって消滅するという形で不納欠損になります。

2番目の亡くなられた方の徴収の仕方なんですけれども、亡くなられても課税してある場合で、国保税がある場合は、督促状を発送します。督促状が発送された後に、正当な継承する方がいれば、その方に対して催告をするという形で徴収を続けてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、認定第8号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて日程第8、認定第9号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。
説明。住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) かがみ文につきましては、書類番号6の6枚目になります。

認定第9号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

国保同様、決算書93ページをお願いいたします。

平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算。

決算高のみ申し上げます。

歳入7,951万4,800円、対前年1,408万4,125円減。

歳出7,597万6,838円、対前年マイナス1,762万2,087円。

歳入歳出差引残額353万7,962円を翌年度へ繰り越す。

次のページをお願いいたします。

歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明いたします。

1款の分担金及び負担金0円、5月末の出納閉鎖時点では0ですが、11月末時点では、2業者分の28万7,600円を除き、37業者分、約260万1,000円を収納しております。

2款使用料410万5,800円、約200万の増。24年度から設置した浄化槽基数の積み上げに伴う増となります。徴収率は現年分99.46%、プラス1.29、過年度分65.10、22.87と、現年、過年とも増となっております。

3款国庫支出金2,638万8,000円、皆増。25年度に策定した生活排水処理基本計画での計画値に基づいた50基分の内示額がそのまま交付されたものです。26年度の実績で換算すると、1,910万8,000円となり、超過となっております。超過分に関しては、27年度で調整予定となっております。

4款都支出金382万1,000円、マイナス76万。設置基数は、25年度と比較して1基減の38基でしたが、総体として槽の容量が減少したことに伴います。

5款繰入金3,000万、3,481万円の減。これは国庫支出金の前倒し交付に伴い、25年度の繰

入金が大幅に増加したため、26年度分は減となりました。

1つ飛ばして次のページ、7款諸収入0円、こちらも5月末時点では0ですが、11月末時点では、残り10件分の96万5,250円を除き、32件分、415万6,766円を収納しております。

分担金と増嵩経費についての収納関係は、監査委員からの指摘もあり、26年以前は使用后、住み始めてから3カ月から5カ月後に7条検査、その後に納付をお願いするということになっておりましたが、指摘もあり、納付書の発行は27年度中に制度を整理し、工事完了日から1年という納期限を入れて対応してございます。

また、後段の増嵩経費についての指摘については、さらなる制度改善に向けて、全施工業者6社に相談の上、検討してまいります。また、浄化槽係だけでなく、住民課4係とも全体の問題として捉え、改めて適正な事務に取り組んでいるところでございます。まことに申しわけございません。

下の8款町債1,520万、元金5年据え置き、30年間償還、利率1.4%です。26年度分の設置基数になります。

歳入合計7,951万4,800円となりました。

次に、96ページ、歳出にまいります。

1款総務費2,226万1,254円、マイナス140万8,337円。主に職員人件費になります。減の要因は25年度のシステム導入費が減となったためです。

2款施設管理費504万4,596円、プラス213万2,000円。浄化槽設置基数の総数が年々増加するので、それに伴い、保守点検や清掃委託費が増加するためです。

3款施設整備費4,813万5,956円、マイナス1,861万4,515円。歳入の項目でも説明いたしましたが、設置基数は25年度と比較して1基減の38基でした。総体として、槽の容量が減少したことに伴い、大きく減となりました。

4款公債費53万5,032円、プラス26万8,196円。24年度の地方債2,300万円分と、25年度の地方債1,830万円分の利子です。

5款の予備費を飛ばしまして、歳出合計7,597万6,838円、歳入歳出差引残額353万7,962円を平成27年度会計へ繰り越しました。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） こちらが質問する前に住民課長が全て答えてしまったような感じですがけれども、監査委員の意見書の結びの部分に請求漏れがあったというのは書いてあるわけですがけれども、この特別会計のために職員2名いますよね。会計自体の大きさとしてそれほど大きくはないし、事務処理の量としてもそれほど多くはないと思うんですけれども、こういうことになって、本当によくないことだなと思うので、改めてきちんとするようにお願いしたいと思います。要望で結構です。

○議長（土屋 博君） 要望でね。

○9番（奥山幸子君） はい。答えてしまったので。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、認定第9号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて日程第9、報告第9号 平成26年度八丈町一般会計継続費精算報告について、企画財政課主幹より説明願います。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 書類番号7番をお願いいたします。

報告第9号 平成26年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

裏面と2枚目をごらんください。

報告については、若草保育園耐震補強事業、中道団地建設事業、三根小学校プール改修事業の3事業でございます。3事業とも25年度、26年度の2カ年事業でございます。

説明は、真ん中の列、実績の合計でいたします。

まず一番上、若草保育園耐震補強事業ですが、支出済額3,120万2,000円に対し、財源の内訳は、特定財源といたしまして、国都支出金2,500万円、残り620万2,000円が一般財源となりました。

次の中道団地建設事業につきましては、支出済額2億5,002万円、財源内訳は、国都支出金1億1,459万2,000円、地方債といたしまして、東京都からの借入金5,711万1,000円、25年度の繰越金7,140万円、一般財源が691万7,000円となりました。

次の三根小学校プール改修事業ですが、支出済額1億3,682万7,952円、財源内訳は、国都支出金2,980万円、地方債として東京都区市町村振興協会から3,300万円、東京都から4,800万円の計8,100万円。残りの2,602万7,952円が一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案報告にご異議ございません。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、報告第9号 平成26年度八丈町一般会計継続費精算報告については終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて日程第10、報告第10号 平成27年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について上程いたします。

説明。教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 資料番号の8番をお願いいたします。

報告第10号 平成27年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページ、お願いいたします。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は毎年度その教育行政事務の管理及び執行の状況につきまして、点検評価を行いまして、その結果を報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、町民に公表が義務づけられております。これに伴いまして、八丈町教育委員会におきましても、26年度分の報告書を作成し、議長宛てに提出をいたしました。

中身についてでございますけれども、主な改正点についてご説明したいと思っております。

まず、2ページ目になりますけれども、八丈町教育委員会の活動の概要ということで、中ほどの5行目になります。教育委員会の会議は、定例会を12回、臨時会を1回、議案を42件、協議事項13件、報告事項98件について審議を行いました。また、会議終了後に学校訪問を実施し、教職員との意見交換を行ってございます。

また、第3回の定例会において、山下 巧委員の辞職について同意をし、1名欠員となっておりますが、8月8日の臨時議会において、佐藤 謙委員の議会での承認がなされたので、第5回の定例会より5名の体制に戻ってございます。

概要について、6ページ以降が実際の26年度についての取り組みでございます。

こちらのほうにつきましては、まず、6ページの基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成という点でございますけれども、丸の1つ目としまして、道徳授業の公開講座の実施ということで、中ほどの三原中学校につきまして、三原小学校と合同で実施してございます。道徳だけではなくて、平成30年度からの一貫型教育も視野に入れた行事として行っております。学校のみならず、地域住民にとっても、こうした行事を合同で行うことは小中一貫型教育への知識を高めることにもつながると、こういうよい機会となっております。

次の7ページになります。

奉仕・体験活動になりますが、中学生による保育体験や職場体験に限らず、その他として、米づくりや芋掘り、通級学級における宿泊学習など、さまざまな特色ある体験活動的行事を各学校において実施してございます。

次の8ページになります。

スクールカウンセラーの取り組みということですが、スクールカウンセラーへの相談件数は772件ということで、昨年度よりマイナス16件ということで、昨年並みとなっております。中学生が1,019件で、昨年度よりプラスの313件ですが、主に学習や進学に関する事、また、学校生活や友達関係に関する話し相手等、丁寧な子供たちへの対応をスクールカウンセラーが行っているところでございます。

次の9ページになりますが、下のほう、基本方針の2として、「豊かな個性」と「創造力」の伸長では、次の10ページの3番目になりますが、教育研究指定校としてテーマを小中一貫教育の推進に向けた、小・中学校におけるカリキュラムの作成として、大賀郷小学校を指定校としました。今年度は大賀郷中学校も指定校としてございます。こうした平成30年度を目途にした一貫教育へのカリキュラムの作成の取り組みについても行ってございます。

続きまして、12ページに飛びますが、中ほどになりますが、10月1日に民音の学校コンサートが開催されまして、全小学生約400名が一堂に会して、インスピというアカペラグループのコンサート鑑賞をしております。

次の13ページの成果の後段にもありますけれども、小学校児童が音楽の楽しさに触れる機会を提供することができたというふうにしてございます。

また、飛びまして、15ページに参りますが、給食センターの取り組みとしまして、丸の3番目、地産地消の推進ということで、農協の公設市場総会で農協女性部の会合に出席しまして、今後の農産物の地産地消を推進していく上での、収穫時期の情報提供などの協力も求めております。

15ページの中ほどに、食育推進事業としては、箸BUN学校を実施し、小学校高学年から中学1年生に日本箸文化協会による出前授業を実施してございます。和食が世界無形文化遺産に登録されたこともありまして、和食文化と食事の作法等、そういったマナー等を学習したところでございます。

続きまして、20ページになりますが、下のほうになりますが、多目的ホールおじゃれにおいて、60周年記念事業として、熱帯JAZZ楽団によるJAZZフェスティバル2014を行って、入場者数は259名ということで、本場のラテンジャズを堪能したイベントとなりました。

また、次の20ページになりますが、映画の上映や、中ほどの寄席の公演なども行ってございます。

飛びまして、25ページになりますが、こちらも上のほうになりますが、60周年の記念事業ということで、日本の危機言語・方言サミットIN八丈島、12月12日から14日にかけて

まして、おじゃれで行いまして、伊奈かっぺい氏を講師に迎えまして、計423名の参加を得られた有意義な第1回目のサミットを開くことができました。

最後になりますけれども、31ページに外部評価委員の評価が載っております。こちらのものでしましては、まず具体的な提言として、中ほどから下にありますが、まず1点目としましては、どのような生き方を選ぶのか、どのように社会に貢献できるのか、そういったキャリア教育を推進していくことが大事ではないか。

第2点目としましては、確かな学力と体力の向上への取り組みが必要であるというふうに指摘されております。

また、③としては、スクールカウンセラーと学校、保護者、教育委員会が連携し、不登校等への対応、そういったものの取り組みも必要ではないかというふうに指摘されております。

また、4番目としましては、サミットが成功をおさめましたけれども、引き続き島言葉への取り組みや民俗資料館、戦争遺跡の残し方など、課題が指摘をされております。

最後に、10月5日をユネスコのほうで教師の日と定めているということですが、八丈でも10月5日は教師の日と決めてはどうかというご意見も出されております。

以上、雑駁ですが、簡単ですが、説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、8ページ、スクールカウンセラーのことについてお伺いします。

これ26年度で、ことしの話なんですけれども、三原中のほうでいじめ問題が起きているというふうなことをお伺いしました。

これによりますと、スクールカウンセラー、中学生1,000件ということで、いろいろな相談とか話し相手になっているようなんですけれども、こんなに相談があつて、いっぱい話し相手になっていて、いじめ問題が発覚せず、解決せず、大ごとになってしまうというのは、やっぱりいろいろな連携が悪いとか、スクールカウンセラーと学校との連携ですとか、保護者の連携が悪いと思うんですけれども、これは要望なんですけれども、今後そういうことのないようにお願いいたします。

昨日も教育委員会さんに体育館のことを聞きましたけれども、知りませんでしたというこ

とで、頑張っているんだけど、現場をよくわかっていらっしゃらないのではないかなという印象を得ましたので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ちょっと言葉のことなんですけれども、今の説明の6ページ、真ん中よりちょっと下のところに、小中一貫型教育を意識した行事となったという言葉があるんですね。

一方、13ページを見ますと、主要施策（4）に小・中学校の一貫教育に向けた取り組みを推進しという、一貫教育というのはもう地域住民も期待を込めた施策として注目していると思うんですけども、一貫教育という言葉と、一貫型教育というので、ちょっと言葉のニュアンスに違いがありまして、何かその辺、町としてはどのように、教育長さんの考えを伺いましょうか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 小学校・中学校の義務教育9年間をつなぐという大きなくくりで一貫教育と申しておりますが、その中でも制度的な問題で、一貫と一貫型と、文科省で2種類規定しております。

一貫教育と文科省が言っているのは、9年間の義務教育学校として、9年間のつながりをやりますよと。ですから、具体的に言うと、小・中学校合わせて校長先生が1人で副校長先生3人とか、そういう人員の配置等も変わってきます。

一貫型教育というのは、小学校教育はそのまま、中学校教育はそのまま、さらにそこで連携を強めて一貫を進めましょうということで、制度が大きく変わらないのが一貫型教育です。

ですから、八丈町としてどちらが有益かというのは、もちろん一貫の必要性はあるんですが、やはり定数が減らされるというのが町としては一番困ることでありまして、小学校・中学校のよさを生かしながら、さらに連携を深めるということで、八丈町教育委員会としては一貫型教育を推進していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） いろいろな学校の置かれている状況ですとか、人的配置上の課題ですとか踏まえて、その両者を使い分けていいと思うんですけども、島内3地区の小・中学校全てで一貫型のほうを目指していくというお考えでよろしいわけですか。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

もう一度、教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 三根地区、大賀郷地区、坂上地区、それぞれ地域の特色もありますが、基本的には一貫型で、小学校・中学校が動きやすくして、その中で中1ギャップとか、学力向上とか、その地域に合った進め方がございますので、学校現場の話し合いの中では、一貫型教育を中心に進めていこうと、一応そのような形で、30年を目標に、いろいろ今研究を進めている最中でございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 1番の恵子議員もおっしゃっていたんですが、9ページ、スクールカウンセラーの件というか、いじめの件。人数に対して、比較的多いのではないかなという印象を受けます。学力も大事だし、体力も大事。だけれども、子供たちが幸せに学校時代を過ごすことも非常に大事だと思う。

この数字なんですけれども、今こういうところで、27年度はこれからなんですけど、現状はまだこのいじめとかは解決できていない問題が多いのかどうかをちょっと教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 確かに1番議員のおっしゃられたとおり、とある学校のほうでいじめによる問題が発生しました。それについては今後、八丈町いじめ問題対策協議会等もありますので、そこら辺できちんと問題を検証していきたいと思っておりますけれども、それ以外については、今のところ、毎月学校長から、学校のそういう問題等がないかどうか、校長会を開いて、意見等、そういう問題がないか聞いているところなんですけれども、今のところは発生はないというふうに認識しております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 30日以上来ない子供さんが26年度は中学校で9名もいたということで、この子供たちもことしはちゃんと、あるいは卒業してしまったのかわからないですけども、ちゃんと学校に来ているのか。それと、スクールカウンセリングのほうにすくいとれないような子供たちがないように、絶対ないようにしていただきたい。

今の問題で、この9名の方はちゃんと今は学校に来ているのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） いじめの問題とは別に、この不登校の9名という、不登校はやっぱり学校になかなかなじめないということと、あるいは家庭の状況等がございまして、いじ

めについては先ほど申したように、ないと言いましたけれども、不登校についてはいまだ人数はいる現状はあります。それは人数的には10名程度だと思います。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 不登校の子供たちへのケアとか、サポートとか、それはどのように行われていますか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） そういう子供たちにつきましては、通級学級というのがありまして、自分のいる学校のクラスではなくて、ほかの学校の通級学級に通って、週何回とかいうふうな形でもって個別に指導をしたり、あるいは教育相談員というのがございますので、そういうところで丁寧な対応をしております。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案報告にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、報告第10号 平成27年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを終わります。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて日程第11、発議第11号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の早期成立を求める意見書を上程いたします。

提出者、6番、山下 崇君、ご登壇願います。

（6番 山下 崇君 登壇）

○6番（山下 崇君） 発議第11号のほうですけれども、事前に内容につきまして要約したものをいただいておりますので、皆さんに配付してあります。

これはなかなかなじみがないものと思うんですけれども、これまでの離島振興法であると

かというものとは違って、明確に地域を限定した法案となっております。八丈島も中に入っております。別表2のほうに入っております、後ほど見たいという方がいれば、私のほうで全文持っておりますので、お声がけください。

それでは、始めたいと思います。

発議第11号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の早期成立を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町議会議員、山下 崇。

賛成者、八丈町議会議員、浅沼憲春、同、水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

おめくりください。本文です。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の早期成立を求める意見書。

四方を海に囲まれ、領海と排他的経済水域を含めて世界第6位の447万平方メートルという広さの海域を誇る日本。

しかし、2014年以降は小笠原諸島沖や伊豆諸島沖の日本の領海あるいは排他的経済水域内で、中国船によって赤珊瑚が大規模に密漁された事件が相次いで発生するなど、東京の島でも他国からの脅威が現実のものとなっている。

すでに海洋基本法で「我が国の領海及び排他的経済水域の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている」とうたい、離島振興法などでもその国家的役割や国民的役割について規定されてきた。

しかしその重要性については認識されながらも、具体的な機能維持についての対策は十分なものではない。

142万人の人口を擁する沖縄県には沖縄振興特別措置法があり、年間1,759億円、これはことしの数字ではありませんが、ことしから平成32年までは総額で3,000億を超える予算になっております。ついております。

12万人の奄美諸島についても奄美群島振興開発特別措置があり、年間23億円が交付されている。

しかし、その他の離島をすべて合計すると42万人の人口を擁するにもかかわらず、国の交付金は年間13億円程度にとどまっている。

国の責務を明確に定めた本法案を早期に成立させ、離島間の公平を保つとともに、国の施策として住民の定住化、生活の向上を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月1日、八丈町議会議長、土屋 博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、防衛大臣殿となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） 意見書の前段で、赤珊瑚の密漁という具体的な事例などを述べているわけなんですけれども、国の責務というふうに明確に定めた本法案と、下から3行目にあるんですけども、この国の責務がどういうことを言っているのかなということで、具体的にわからないんですよ。

きょう配られたのを見ると、国の責務というのも出ているんですが、これを読んでも全然具体的にわからないんですね。これは概要ということだから、しょうがないかもしれないんですが、そういった意味で、まず全体像がわからないということが1つ。

それから、これはまだ国会で審議されているわけではないので、どのような内容なのかというのが要するに国会で議論されていないと、そういう前において、これだけの資料で賛成か反対かを決めるというのは、非常に私としては難しいんですけども、ちょっと今出すのは時期尚早じゃないのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○6番（山下 崇君） お答えいたします。

国の責務ということでございますけれども、この法案は既に議員立法で提出されておりますので、衆議院、参議院のホームページで全文を確認することができます。

全文はごらんになっているはずだったんですけども、お読みになっていないようですので、ちょっと読み上げますね。

国の責務といたしましては、第3条、国は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

その基本方針の中で、皆様にお配りしたこの要約したペーパーにありますように、今まで、日本には有人離島400近くあると思いますけれども、そのうちの77だけを国境有人離島として書き出して、特定して支援していくという内容となっております。

既に提出されておりますものですので、時期尚早ということではありますが、当事者として、該当する自治体として、我が八丈島が議会としてこのような意見書を出すことは、整合性は合っていると思います。

ということで、回答といたしたいと思います。

○7番（菊池睦男君） それはいずれにせよ、自民党単独で議員立法として提案しているということだけでも、いずれにせよ国民的な議論をなされるべき、国会での議論はまだだということなんですよ。

それと、これは4月1日から施行すると。まだ国会は通じていないわけなんだけれども、いずれにせよ、おっしゃられた中身が、この中からあえて反対しなければならないという、そういう積極的な理由は見当たらないわけだけれども、さりとて、さっきも言ったような観点から、積極的に賛成するというわけにも私としてはいかないんですよ。

それと、あと1つ考えなければいけないのは、せんだっても安保改正の法案でもって、国民的に二分した大議論があったわけですね。私はこの安保法制というのは、戦争法案だというふうに思っているわけなんだけれども、そういう延長上の内容が含まれているのではないんだろうかということはどうしても疑ってしまうわけなんですよ。

先日も、いずもという軍艦が八丈に停泊するとか、それから今は、中期防の5カ年計画というのがありまして、来年の2016年度が5年間のちょうど中間の年に当たるわけです。来年の防衛費の伸びなどを見ますと、5兆円を超える概算要求がなされていると。そういったことを考えたときに、どうもその背景に不安を感じざるを得ないということなんです。

したがって、私はこれを採択するということになれば、私は棄権をしたいということ表明しておきます。

○6番（山下 崇君） わかりました。国防に関しては、国の専権事項でありますので、地方議員の私から申し上げることはありません。意見ということで賜りました。

○議長（土屋 博君） 質疑ですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 国の社会保障がかなり疲弊している中で、安全保障関係は費用が増大しているというところで、この中でも排他的経済水域を適正に管理する必要性が増大すると、

この要約に書いてあるんですが、これが安全保障というところにかかわってくるのかというところは、やはり陸男議員と私も同じような意見なんです、この中で下のほうで、施策の中で左側の箱の中で、国の行政機関の設置に努める。この国の行政機関というのが一体どんなものに当たるのか。それから、港湾等の整備、これがどんなような規模になるのか。そのあたりについてお伺いしたいと思います。

この右側の箱に入っている施策、航空運賃のことであるとか、雇用の増大であるとか、これは喉から手が出るほど欲しい施策ではあると思うんですね。ただ、それと引き換えに安全保障という問題をてんびんにかけて、私もやはり賛成も反対もできないという立場かなと思います。

この2つの施設と港湾の整備に関して、ご存じの範囲で結構ですので、お答えください。

○6番（山下 崇君） それでは、お答えいたします。

まず、国の機関ですけれども、恐らく皆さんは自衛隊の基地が急にできるんじゃないか、そのように思っていると思いますけれども、今回指定されるのは77島です。この中で、例えば国が皆さんの財産を管理する、法務局であるとか、八丈は撤退してしまいました。そういう部分が戻ってくるんじゃないか。そういうものも期待されます。

それから、港湾施設に関して言いますと、給油に係る施設ですね。ですので、例えば大型の船、巡視船などがこの広い海域が給油ができないという状態になっていますので、それを改善するような可能性もございます。ということは、我々、通常時におきましては、非常に利益が大きいものであると理解して、提出させていただきました。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） ちょっと質問しますけれども、恐らく国がお金を出すというとき、何かしらを要求してくると思うんですが、今の国防のところ、離島にレーダーを設置するということを発表しております。

多分それも、この条件に入ってくるんだと思うんですけれども、昔八丈にロランとかデッカとか、電波塔を立てただけで、ここがミサイルの標的になるんじゃないかという反対を、島中で反対したことも聞いたことあるんですけれども、そういうレーダーを設置したことによって、どういうことが起きるかとかいうのを考えますと、ちょっともっと検討の余地があるかなというふうに思います。

○6番（山下 崇君） ちょっとお答えしますけれども、何度も申しますように、防衛に関しては私がお答えする立場ではまずございませんということと、この法律の中には、レーダー

であるとか、そういったものをつくるといったものは一切うたわれていないです。

どちらかといいますと、安定的にこの島に定住していけるように、後でごらんになっていただければわかると思うんですけども、地方債の起債についても大分、条件緩和してくるような内容となっております。既存の離島振興法などについても、踏み込んだ内容で書かれておりますので、ぜひごらんになっていただきたいと思います。そちらのほうが主となっております、軍事施設がいきなりできるとか、そういったような話ではないと私は理解しております。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（菊池議員「採択には参加しないということで、退室します」と声あり）

○議長（土屋 博君） ちょっと待ってください。とめてください。

質疑を今終結いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんかというところまで申し上げます。

しないんですね。

（菊池議員「要するに反対ではない」の声あり）

○議長（土屋 博君） 反対じゃないけれども、退席したいということですね。

はい、じゃ、どうぞ。

（山口議員「討論はないです」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論はございませんということで処理します。

じゃ、2人だけ。

討論を終結します。

（7番 菊池睦男君、8番 岩崎由美君、9番 奥山幸子君 退席）

○議長（土屋 博君） これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、発議第11号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の早期成立を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

入場させてください。

(7番 菊池睦男君、8番 岩崎由美君、9番 奥山幸子君 復席)

◎議員派遣について

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第12、承認第12号から日程第13、承認第13号の議員派遣承認については一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午前11時51分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前11時55分)

○議長（土屋 博君） 日程第12、承認第12号 全国離島国家予算要望……

○議会事務局長（浅沼房徳君） ちょっと待ってください。

○議長（土屋 博君） いいでしょう。

○議会事務局長（浅沼房徳君） いいんですか。

○議長（土屋 博君） 今までどおりの派遣議員でいいでしょう。議運委員会でも話したように。6番と7番が予算要望と議長で3人で行くということと。

○議会事務局長（浅沼房徳君） ちょっと待ってください。

○議長（土屋 博君） これ、まだ決めていないの。

○議会事務局長（浅沼房徳君） 6番と11番です。

○議長（土屋 博君） 11番だったでしょう。

○議会事務局長（浅沼房徳君） 今7番というふうに言いました。

○議長（土屋 博君） ごめん、ごめん。

○議会事務局長（浅沼房徳君） さっき自分が言ったのは、今まではそれで行っていたという

だけの話ですので。よろしいですか。

(山口議員「いない場合は」の声あり)

○議会事務局長(浅沼房徳君) 各委員長と各委員の方、その委員の中で話し合っていていただく
ということで。

○議長(土屋 博君) そうそう。

○議会事務局長(浅沼房徳君) ただ、国家予算の要望活動については、12月9日までに向こ
うに名簿を出さないとですので、そこら辺は、すみません、期限が余りないので。

○議長(土屋 博君) どうしますか、11番。

○11番(山口英治君) 相談してみます。

○議会事務局長(浅沼房徳君) とりあえず、そういう形でよろしいですか。

○議長(土屋 博君) 決めておきましょう。

○議会事務局長(浅沼房徳君) 議長と常任委員長ということで決めさせてもらって。

○議長(土屋 博君) じゃ、フリージアも同じね。

(「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいですね。

失礼しました。日程第12、承認第12号 全国離島国家予算要望活動については、12月24日
から25日の2日間といたします。

6番、山下 崇君、11番、山口英治君と、私を含め、3名を派遣することと決定いたしま
す。

日程第13、承認第13号 フリージア祭り表敬訪問については、6番、山下 崇君、11番、
山口英治君と、私を含め、3名派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第14、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動に
ついてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動でき
るものといいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成27年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月3日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 菊 池 睦 男

署 名 議 員 岩 崎 由 美